

町長コラム

海田町長 西田 祐三



こんにちは！

海田町長 西田祐三(ゆうすけ)です。

このたび町民の皆様のご支援により、海田町政の舵取りを担わせていただくことになりました。皆様の声をお聴きしながら、新しいまちづくりを進めてまいります。

まちづくりについて、私がキーワードとして提言するのが、「アイデアいっぱい変えよう海田の未来を」でございます。これは町民の皆様の声を受け止め、それに対しアイデアを生み出し、海田の未来を変えようということですが、アイデアを生み出すのは、私だけではなく、職員一人一人が、全力で海田の未来のために考えていかなければならないと考えております。町民の皆様の声を実現するためには、私をはじめ全職員の力と関係団体の方々すべての力を結集する必要があると思っております。

選挙時の公約について少し述べさせていただきます。まず、海田町の長年の懸案であった庁舎問題について

でございます。庁舎の移転先は、次の世代へ負担を残さないように町民負担の少ない道を選択すべきであると考えております。移転先は広島県海田庁舎跡(旧海田合同庁舎)を考えており、速やかな実現に向け事務を進めてまいります。

次に海田町の地区ごとの活性化を目指した「まちまるごとオンリーワン」でございます。これは、それぞれの地区の特性に合わせたまちづくりを進める施策のキーワードでございます。

海田西地区は、保育所から小学校、中学校、県立高校までが近距離で隣接する文教地区でございます。この特性を活かし、小中一貫校を検討するとともに、ＩＴを導入し次世代の教育に対応できるモデル校を目指してまいります。

次に海田地区でございますが、この地区は多くの公共施設が存在する地区で、子育て世帯や高齢者の生活の利便性

の向上を図るための施設整備の検討を進めてまいります。

次に海田東地区でございますが、この地区は住宅街と商業・工業の混在地区でございます。国信橋北詰めの隅切りを改良し通行の利便性・安全対策を図るとともに、新畝橋の建設も視野に入れながら、交通インフラを整備し、生活環境の改善を図ってまいります。

次に海田南地区でございますが、平地と傾斜地が混在する土地ならではの課題克服のため、循環バス運行ルートを延伸するなど、交通弱者への対応を図ってまいります。

今回私が唱えました「まちまるごとオンリーワン」は、地区ごとの個別の施策ではなく、最終的には海田町のまちづくりがナンバーワンであるためのベースの施策であると考えております。

これらを進めるためには、町民の皆様のご理解とご協力が必須でございます。町民の皆様のご意見をお聴きしながら、全力投球で頑張ってまいります。

軽自動車税額変更・グリーン化特例について

1 税額の変更

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税額が次のとおり変わりました。

車種		税額1	税額2	税額3 (平成28年度から実施)
軽自動車	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円

軽四輪・三輪の税額

初度検査※の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

◎税額1

平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両に適用されます。

ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」が適用されます。

◎税額2

平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両に適用されます。

ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」が適用されます。

◎税額3

平成28年度課税から、賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車、専ら雪上を走行するものに関しては、「税額3」は適用されません。

※初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときに受ける検査のことをいいます。

<参考：税額3の適用開始年度> ※初度検査年月(または初度検査年)は自動車検査証に記載されています。

初度検査年月(または初度検査年)	税額3 適用開始年度	備考
～平成14年(備考参照)	平成28年度～	平成15年10月14日より前に初度検査を受けた車両は年までの記載しかなかったため、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。
平成15年(備考参照)	平成29年度～	
平成15年10月～平成16年3月	平成29年度～	
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～	
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～	

原動機付自転車、軽一輪等の税額

原動機付自転車や軽二輪等については、初度検査の時期や購入時期にかかわらず、平成28年度から新税額が適用されます。

車種	現行税額 (平成27年度まで)	新税額 (平成28年度から)
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	1,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	1,200円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
軽二輪	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	4,000円

2 グリーン化特例

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、平成28年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用されます。

車種	グリーン化特例による軽減税額			
	税額ア	税額イ	税額ウ	
軽自動車	乗用 営業用 自家用	1,800円	3,500円	5,200円
	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用 営業用 自家用	1,000円	1,900円	2,900円
	貨物用 自家用	1,300円	2,500円	3,800円
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円	

◎税額ア

電気自動車または天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)について平成28年度の税額がおおむね75%減となります。

◎税額イ

平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)のうち、次の車両について平成28年度の税額がおおむね50%減となります。

乗用◆平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良い車両

貨物用◆平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い車両

◎税額ウ

平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★★)のうち、次の車両について平成28年度の税額がおおむね25%減となります。

乗用◆平成32年度燃費基準値を満たす車両

貨物用◆平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い車両